

労災保険の「メリット制」のご案内

労災の発生状況により、保険料が変わります

労災保険制度では、事業の労働災害の発生状況に応じて、+40%から-40%の範囲で、労災保険率を増減させる制度（メリット制）を設けています。

平成22年に船員保険が労災保険に統合されてから3年が経過したため、船舶所有者の事業についても、適用要件を満たしている場合には、平成26年度から「メリット制」が適用されます。

【メリット制の概要】

■適用要件

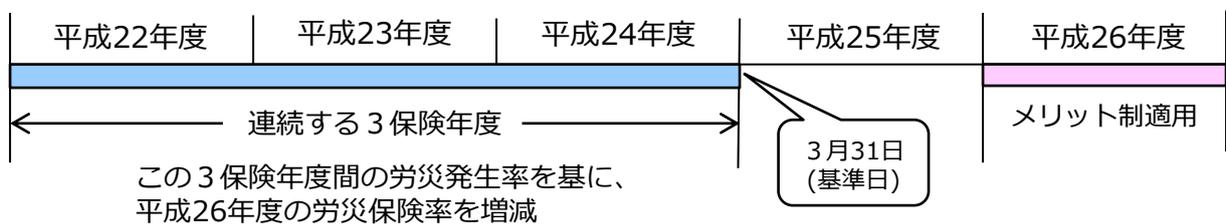
次の2つの要件を満たしている事業には、メリット制が適用されます。

- (1) 連続する3保険年度中の各保険年度において、労働者数が20人以上であること
- (2) その3保険年度中の最後の保険年度の3月31日（基準日）現在で、労災保険の保険関係が成立してから3年以上経過していること

■適用時期

連続する3保険年度の最後の年度の翌々年度から適用となります。

(例) 平成26年度から適用になる場合



■メリット制を適用した労災保険率の通知

メリット制を適用した労災保険率（メリット料率）は、厚生労働省から送付する「年度更新申告書」に同封する「労災保険率決定通知書」でお知らせします。

（労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、委託先の労働保険事務組合に送付）

詳細は、都道府県労働局にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページでも詳細情報をご覧ください。

厚生労働省ホームページ（労働保険に関する総合情報）

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm

トップページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労働保険の適用・徴収 > 労働保険に関する総合情報はこちら



